

道有林クレジット売買契約書

売出人北海道（以下「甲」という。）と買受人●●●（以下「乙」という。）とは、国のオフセット・クレジット（J-VER）制度及びJ-クレジット制度に基づき、北海道が取得し、管理するクレジット（以下、「道有林クレジット」という。）の売買に関し、ここに契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（定義）

第2条 この契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

（道有林クレジットの売買）

第3条 甲は、次に掲げる道有林クレジットを、次に定める販売数量及び販売金額により乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 販売数量：道有林クレジット（J-クレジット） ●●●トン(t-co2)

(2) 販売金額：金●●●円

（うち消費税及び地方消費税の額 ●●●円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（道有林クレジットの移転）

第6条 甲は、乙からの売買代金の支払いを確認後、第3条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第7条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第8条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（遅延利息）

第9条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払いをしなければならない。もし、その期限内に支払いを完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数1日につき年2.5パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
- (3) 前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として販売金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品（サービス、イベント(会議)、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 北海道
北海道知事 鈴木直道 印

乙 住所
氏名 印

別記「定義集」

(1) オフセット・クレジット（J-VER）制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証・発行する制度で、環境省が平成 20 年 11 月から平成 25 年 3 月まで運営していた。環境省による認証基準に従い、オフセット・クレジット（J-VER）認証委員会が認証・発行を行った。

(2) J-クレジット制度

省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、2013 年度より国内クレジット制度と J-VER 制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営している。

(3) J-クレジット登録簿

オフセット・クレジット（J-VER）制度、国内クレジット制度及び J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その発行、保有、移転、償却及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うクレジットを高いセキュリティの元で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、クレジットが複数のカーボン・オフセット等の取組に用いられることを防ぐ。

(4) 保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを保有するための口座。

(5) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。